

かがわまるがめようごがっこう こうとうぶ 香川丸亀養護学校 高等部について

ほんこう
本校では“あかるく・なかよく・たくましく”の校訓のもと、
い か
以下のことをめざします

- ◆ 基本的な生活習慣の確立を図ろう。
- ◆ 日常生活に必要な知識と技能を培い、生活のなかで生かす力を育てよう。
- ◆ 集団生活への参加に必要な力を養い、好ましい人間関係や社会性を育てよう。
- ◆ 社会生活や将来の職業生活に必要な実践的な力を培おう。

まも 守らなければならないこと

1 がっこうせいかつ 学校生活について

- ◆ 自分から進んで挨拶をすること。
- ◆ 遅刻や欠席は午前7時50分から8時15分までに、学校に電話連絡をすること。
- ◆ 携帯電話や貴重品(集金等)は、登校後すぐに高等部職員室にもっていき、教員に預けること。
- ◆ 携帯電話は、必要がなければ校内では使わないこと。
- ◆ 8時45分から朝の会が始められるように、着替え、トイレなどの準備をまかせておくこと。
- ◆ 午前7時45分までは校舎内に入らないこと。
- ◆ 学校の備品は職員員の許可を得てから使うこと。

2 登下校について

- ◆ 自転車通学をする人は、自転車に鑑札を付け、ヘルメットを着用して運転すること。学校坂道は、行き帰り自転車を押して歩き、一列通行すること。雨カッパを常に携帯すること。
- ◆ 自転車損害保険等へ加入すること。
※ 香川県自転車の安全利用条例(2018年4月1日施行)に自転車損害保険等への加入努力義務が規定されています。
- ◆ 必要なとき以外は、登下校中に携帯電話を触らないこと。

3 身だしなみ等について

- ◆ 在学証明書を常に携帯すること。
- ◆ 標準服の下に着るものは華美でなく、首元や袖口から見えないものにすること。
- ◆ 頭髪については、奇抜な髪形、染色、脱色、パーマ及びワックスの塗布などはないこと。
- ◆ 通学靴は、派手な色でないものにすること。
- ◆ 靴下は白、黒、紺色を基調としたものにすること。

4 運転免許の取得について

運転免許の取得は原則禁止する。ただし、保護者から「運転免許取得許可願」が提出され、在学中の取得に合理的理由が認められる場合には、許可をすることがある。

また、運転免許を取得した場合も、在学中の運転は禁止する。

5 携帯電話について

携帯電話の校内への持込、使用は原則禁止する。ただし、保護者から「携帯電話所持許可願」が提出され、その必要性が認められる場合は、

校内への持込を許可する。

校内での無断使用や、登下校中における本来の目的以外での使用は禁止する。

6 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止する。

7 以下の行為は絶対にしないこと。

- ◆ 二輪車、自家用車等の無断運転免許取得(自動車学校入校も含む)及び運転行為
- ◆ 無断アルバイト
- ◆ 喫煙・飲酒(同席も同等とみなす)
- ◆ 窃盗・遺失物横領(金銭や物を盗んだり、落とし物を自分のものにしたりすること)
- ◆ 禁止場所(パチンコ店、ボート場、JRA他)への出入り
- ◆ 暴力・暴言行為(迷惑行為)
- ◆ いじめ(いじり・誹謗中傷)
- ◆ 情報通信ネットワーク上での不適切な行為
- ◆ 夜間外出(午後11時以降の外出は県青少年保護条例で禁止)
- ◆ その他、法律や条例等で禁止されている事項